

一宮市老人クラブ連合会ひとこえ運動実施要項

(目的)

第1条 この事業は、老人クラブ員の積極的な協力を得て、対象者宅を慰問、激励し、孤独感及び疎外感をなくし、高齢者相互のふれあいを高め、かつ、生きがいを与えることとともに虚弱な高齢者を把握することを目的とする。

(訪問対象者)

第2条 訪問対象者は、一宮市老人クラブ連合会に加入している単位老人クラブ会員で、満65歳以上のひとり暮らし高齢者（病弱な高齢者夫婦のみの世帯を含む。）及びねたきり高齢者（以下「高齢者世帯」という。）とする。

(依託内容)

第3条 この事業は、各連区老人クラブ連合会に依託し、各クラブ長の協力を得て実施する。

- 2 老人クラブ員は、高齢者世帯を随時訪問し、愛の一声をかけ慰問、激励を行い安否の確認を行うとともに虚弱な高齢者の把握を行う。
- 3 実施期間は、4月から3月迄の期間とする。

(遵守事項)

第4条 老人クラブ員は、訪問活動により知り得た秘密は、他に漏らしてはならない。

(助成金の交付)

第5条 助成金の交付手続き等については、当該年度末に実施するものとする。

- 2 助成金額は、予算の範囲内で定めた額とする。

(実施報告)

第6条 事業終了後、速やかに市老連ひとこえ運動実施報告書を会長に提出するものとする。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、平成6年7月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成30年7月27日から施行する。

付 則

この要項は、令和2年10月30日から施行する。